

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算届出について

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、令和8年6月より、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定する事業所につきましては、厚生労働省通知をご確認の上、以下のとおり届出をお願いします。

1. 届出期日

算定開始月の前々月の末日まで

2. 届出先

与那原町役場 福祉課 Email: syougaiservice@town.yonabaru.lg.jp

3. 提出書類

- ・体制等状況一覧表
- ・別紙様式2（加算計画書） ※記入方法は以下の動画で確認できます。

<https://www.youtube.com/watch?v=kuecC5IKvS8>

4. 留意事項

- ① 提出書類は、町指定のメールアドレスへデータにて提出してください。
- ② 法人代表者（代表取締役、代表社員、代表理事等）は加算の対象になりません。ただし、代表取締役等の役員等が職員として業務に従事しており、役員報酬とは別に賃金が支払われている場合は、その賃金に対して加算を充てることは可能です。
- ③ 処遇改善計画書及び実績報告の提出にあたっては、**根拠書類の添付は不要**です。処遇改善計画書のチェックリストを確認し、**記載内容の根拠となる資料等（勤務表、就業規則、賃金規程、労働保険に加入していることがわかる書類など）を適切に保管し、町から求めがある場合は速やかに提示をお願いいたします。**

5. 実績報告

令和8年度の実績報告は、令和9年7月31日までとなります（別紙様式3を提出）。

6. 処遇改善加算に関する問い合わせ先

福祉・介護職員等処遇改善加算 厚生労働省コールセンター

TEL:050-3733-0230（受付時間:9:00～18:00 ※土日含む）

与那原町役場 福祉課 障がい福祉係 098-943-8333